



令和7年4月28日

【照会先】

福井労働局労働基準部健康安全課

健康安全課長 澤井 乙夫

地方産業安全専門官 中野 亮

電話 (0776) 22-2657

報道関係者 各位

第3種無災害記録証を授与しました ～200万時間の無災害記録樹立～

福井労働局（局長 ^{いしかわよしくに}石川良国）は、下記1の事業場において、下記2の無災害記録200万時間を達成したので、第3種無災害記録証を授与することを決定しました。

この無災害記録証は、労働災害の防止に対する労使双方の関心を高め、今後の安全活動に対する積極的努力を勧奨する目的で、昭和27年に設立され、業種ごとに定められた時間数（延べ時間数）を超える無災害記録を樹立した事業場からの申請に基づく都道府県労働局長の推薦により、厚生労働省労働基準局長名により授与されます。

労働災害のうち、出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生した労働災害は除かれます。また、通勤災害も除かれます。

記

1 表彰事業場

坂川建設株式会社（福井県福井市）

2 無災害記録

別添無災害記録証内規中、「建設業」の基準時間である200万時間を達成したものの。

達成日は令和7年1月10日。無災害記録証は令和7年4月1日付け。

無災害記録証の授与は、令和7年4月11日に福井労働基準監督署において実施済み。

資料

無災害記録証授与内規

(補足) 基準時間である 200 万時間の算出方法について

無災害記録証授与内規第 4 条において、建設店社に対する第 1 種無災害記録の時間数の適用について、年間完成工事高 250 億円未満の建設店社に対しては、別表第 2 に掲げる時間数の 2 分の 1 を適用することとされており、別表第 2 において建設業の記録時間数は 170 万時間とされている。

したがって、建設業の第 1 種無災害記録の時間数は 170 万時間の 2 分の 1 である 85 万時間となる。

次に、無災害記録証授与内規第 3 条第 3 項において、第 2 種無災害記録の時間数は第 1 種無災害記録時間数の 5 割増、第 3 種無災害記録の時間数は第 2 種無災害記録時間数の 5 割増とされており、100 万時間を超えるものについては端数を 10 万時間単位に切り上げるとされている。

したがって、建設業の第 3 種無災害記録の時間数は、85 万時間を 5 割増した時間をさらに 5 割増した時間の端数を切り上げた 200 万時間となる。

無災害記録証授与内規

(1) 無災害記録証授与内規

(沿革) 昭和 27 年 10 月 18 日労働省基発第 732 号の 2
昭和 28 年 6 月 15 日労働省基発第 457 号改正
昭和 32 年 5 月 23 日労働省基発第 426 号改正
昭和 36 年 4 月 25 日労働省基発第 382 号改正
昭和 39 年 4 月 16 日労働省基発第 493 号改正
昭和 42 年 8 月 10 日労働省基発第 3 号改正
昭和 43 年 8 月 12 日労働省基発第 507 号改正
昭和 50 年 2 月 17 日労働省基発第 87 号改正
昭和 58 年 3 月 25 日労働省基発第 153 号改正
昭和 62 年 12 月 26 日労働省基発第 728 号改正
平成元年 11 月 28 日労働省基発第 623 号改正

第 1 条 事業場において第 3 条に定める無災害記録を樹立したときは、この内規により無災害記録証を授与する。

第 2 条 この内規は、労働安全衛生法施行令第 2 条第 1 号若しくは第 2 号に掲げる業種に属する事業（鉱山保安法の適用を受ける事業を除く）、卸売・小売業（労働安全衛生法施行令第 2 条第 2 号に掲げる業種に属する事業を除く）、又は飲食店に適用する。

第 3 条 無災害記録は、第 1 種無災害記録から第 5 種無災害記録までの 5 段階とする。

2 第 1 種無災害記録の時間数は、当該記録を起算した年月に応じて、それぞれ別表第 1 から別表第 5 までの通りとする。

ただし、労働者数が 100 人未満の事業場については、昭和 58 年 3 月 31 日以前に記録を起算した者に対し、別表第 3 に掲げる時間数を適用するものとする。

3 第 2 種無災害記録の時間数は、第 1 種無災害記録時間数の 5 割増、第 3 種無災害記録の時間数は、第 2 種無災害記録時間数の 5 割増、第 4 種無災害記録時間数は、第 3 種無災害記録時間数の 5 割増、第 5 種無災害記録時間数は、第 4 種無災害記録時間数の 5 割増とするものとし、これにより計算した無災害記録時間数が 100 万時間未満のものについては端数を 5 万時間単位に、また、100 万時間を越えるものについては端数を 10 万時間単位に、それぞれ切り上げるものとする。

ただし、第 3 種から第 5 種までの無災害記録時間数を計算する場合の基礎となる 1 段階下の無災害記録時間数は、切り上げの端数処理を行う前の時間とする。

第 4 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、建設店社に対する第 1 種無災害記録の時間数の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 年間完成工事高 250 億円以上の建設店社に対しては、別表第 2 に掲げる時間数を適用すること。

(2) 年間完成工事高 250 億円未満の建設店社に対しては、別表第 2 に掲げる時間数の 2 分の 1 を適用すること。

2 前項の年間完成工事高は、無災害記録達成日における直近の決算時の年間完成工事高とするものとする。

第 5 条 無災害記録は、業務上の災害（出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生したものを除く）が発生した翌日から、次に業務上の災害が発生した日の前日までの期間における実労働時間で表すものとする。

2 前項の災害は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって、労働基準法施行規則別表第 2 身体障害等級表に掲げる身体障害者を伴うものとする。

3 無災害記録時間数及び労働者数の算出は、雇用の形態にかかわらず、その事業場に属するすべての労働者について行うものとする。

第 6 条 無災害記録証の授与は、都道府県労働局長の推薦により、厚生労働省労働基準局長が行う。

第 7 条 厚生労働省労働基準局長は、無災害記録の時間数の算出に誤り等があつて、第 4 条に定める時間数に達しないことが判明したときは、授与した無災害記録証を返還させるものとする。

業種	記録時間数 (万時間)	記録を起算した年月 62年4月以降	
		労働者数	
		100人未満	100人以上
林業		30	50
育林業		70	130
土石採取業		90	170
建設業		170	
土木工事業		130	
河川土木事業		260	
水力発電施設等建設事業		170	
鉄道又は軌道建設事業		150	
地下鉄建設事業		160	
橋りょう埋設事業		160	
下水道建設事業		70	
道路建設事業		230	
その他の土木事業		190	
建築工事業		200	
家屋建築事業		200	
その他の建築事業		250	
職別工事業		190	